The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際水路非航行利用条約発効と今後の課題
Author(s)	鳥谷部, 壤
Citation	環境管理. 2015, 51(1), p. 44-49
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/58825
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

新・環境法シリーズ
第36回

鳥谷部 壌 TORIYABE Jo
大阪大学大学院法学研究科 博士後期課程

国際水路非航行利用条約発効と今後の課題

国際水路非航行利用条約は、国連総会の補助機関である国際法委員会（ILC）での約20年にわたる起草作業を経て、1997年に採択された国際水路に関する初の一般的・普遍的条約である。採択から17年の時を経て、ようやく2014年8月17日に発効したのを契機として、条約の今後の課題を検討しておく必要があると思われる。

そこで本稿では、条約発効までの経緯、条約の内容、条約の運用上の諸課題、他の水路条約との関係、及び日本の役割について、国際水路法の視点から検討を試みることとする。

はじめに

今日、地球上には国境を越えて存在する河川流域が276存在し、当該流域に接する国は145にものぼる。また、当該流域には世界人口の約4割が依存しており、当該流域は地球上の淡水の約6割を占める。そのような中、国際水路の航行を除くあらゆる利用（例えば、灌漑、飲料、発電などのための利用）並びにこれと関連する保護、保存及び管理措置を包括的に規律する、「国際水路の非航行利用の法に関する条約〔国際水路非航行利用条約〕（以下「国連水路条約」という）」*1が2014年8月17日に発効した*2。これは、同年5月19日にベトナムが35か国目の締約国となったことを受けて、同条約第36条の発効要件を充たし発効するに至ったものである。本条約は、採択の時点で、国際水路に関する初の一般的・普遍的条約として注目に値する。そもそも国際水路とは、国際河川よりも広い概念であり、国連水路条約第2条(a)及び(b)によれば、「その物理的関連性により一つのまとまりをなし、通常、共通の最終的な流出口に流入する地表水及び地下水の系をい」うのであって、「その一部が複数の異なる国家に位置する」ものをいうとされる。

本稿は、国連水路条約の発効を契機として、条約発効までの経緯、条約の内容、条約の運用上の諸課題、他の水路条約との関係、及び日本の役割について順次検討を行うことによって、条約発効にともなう課題を明らかにすることを目的とする。

1．国連水路条約発効までの経緯

国連水路条約の起草の淵源は、1950年代にインダス川及びナイル川で発生した紛争を契機として、59年に、国連総会が事務総長に対して「国際河川の利用及び使用に関する法的諸問題の予備的調査」と題する報告書の作成を要請した決議1401に遡る。国連総会は、63年に提出された前記報告書の調査結果に基づき、70年、「国際水路に関する国際法の規則の漸進的発達及び法典化」と題する決議2669を採択し、国際法委員会（ILC）に対して、国際水路の非航行利用の法の調査に取り掛かるよう指示した。これを受けてILCは、かかる議題について76年から94年まで審議を行った。その間、ILCの特別報告者として、カーニー（76年）、シュウェーベル（79年～82年）、エヴェンセン（83年～84年）、マカフリー（85年～91年）、ローゼンストック（93年～94年）が起草作業に携わった。ILCは、91年の第1読草案の採択を経て、94年には第2読草案を採択した。その後、国連水路条約は、96年から97年にかけて全体作業部会として開催された国連総会第6委員会において推敲が行われ、97年5月21日、国連第51回総会で、賛成103、棄権27、反対3の投票の結果採択された。なお、採択後に、ベルギー、ナイジェリア及びフィジーの3か国が事務局に対して同条約に賛成票を投じる意思を表明したことから、賛成票は合計106となった*3。反対票を投じた中国は、枠組み条約であるにもかかわらず義務的な紛争解決メカニズムを導入したことなどに異議を唱えた*4。また、同じく反対票を投じたトルコは、衡平利用原則と損害防止原則との関係が不明確であること、

事実調査委員会に強制管轄権を付与したこと、計画措置に関する手続規則が枠組み条約の範囲を超えて詳細に過ぎることなどを理由に挙げた*5。その後、本条約は、採択から17年の時を経て発効に至った*6。

2. 国連水路条約の内容

国連水路条約は、全7部、37か条、及び当事国が紛争を仲裁裁判に付託することに合意したときに使用される手続きに関して規定した附属書からなる。本条約の中心は、第Ⅱ部「一般原則」、第Ⅲ部「計画措置」、及び第Ⅵ部「雑則」中の紛争解決手続きにある。まず、第Ⅱ部には、国際水路の衡平かつ合理的な利用を規定した第5条(衡平利用原則)、衡平かつ合理的な利用に関連する要素を列挙した第6条、重大な害を生じさせない義務を規定した第7条(損害防止原則)、水路国間の協力を要請する第8条、並びにデータ及び情報の定期的な交換を規定した第9条が含まれる。

次に、第Ⅲ部の計画措置は、事前通告、協議、交渉にあてられている。すなわち、「他の水路国に重大な悪影響を与える計画措置を実施し又はこれを許可する前に、被影響国に対してかかる措置について時宜を得た通告を行う」ことを規定した(第12条)。これに対して、被通告国(被影響国)は、別段の合意があるときを除き、6か月以内に(被通告国の要請によりさらに6か月延長可能)回答すべきものとした(第13条)。この間、通告国(計画国)は、被通告国の許可なしに計画措置を実施してはならず、またその許可をしてはならない(第14条(b))。被通告国は、計画措置の実施が第5条または第7条の規定と両立しないと判断する場合には、その判断理由を示して前記回答期間内に通告国に回答する(第15条)。第15条にしたがって通報がなされた場合には、通告国と被通告国は協議を行い、必要な場合には事態の衡平な解決のために交渉を行わなければならない(協議と交渉の期間中、通告国は被通告国の要請があるときは、原則として6か月間、計画措置の実施または実施の許可を差し控えなければならない)(第17条)。なお、「水路国は、自国に重大な悪影響を与える措置を他の水路国が計画していると信じるに足る合理的理由を有する」にもかかわらず、通告がない場合には、当該計画措置を実施しようとしている水路国に対して通告を要請することができる(第18条)。

最後に、第Ⅵ部には詳細な紛争解決手続きが置かれる。すなわち、本条約の解釈または適用をめぐって紛争が生じたときは、紛争当事国間に適用可能な合意が存在する場合を除き、以下の規定にしたがって平和的手段による紛争解決が図られる(第33条1項)。すなわち、いずれかの関係当事国による交渉の要請のときから6か月以内に紛争を解決することができなかった場合には、いずれかの紛争当事国の要請により、当該紛争は公平な事実調査に付託される(同条3項)。事実調査委員会は、双方の紛争当事国が1名ずつ指名する委員、及び中立国の国籍を有する者であって議長を務める委員1名の合計3名から構成される(同条4項)。議長について紛争当事国が3か月以内に合意できないときは、いずれかの紛争当事国は国連事務総長に対して議長の指名を要請することができる(同条5項)。事実調査委員会は、「調査結果とその理由並びに紛争の衡平な解決にとって適切と考える勧告」を記した報告書を多数決により採択し、紛争当事国はこれを「誠実に考慮」すべきものとされる(同条8項)。

3. 国連水路条約の運用上の諸課題

3.1 衡平利用原則と損害防止原則の関係

国連水路条約の発効にともなって生じる最大の課題は、第5条の衡平利用原則と第7条の損害防止原則との関係に関する問題である。例えば、上流国がダム開発を計画した場合に、下流国が従前より灌漑用水として水利用を行ってきたというような場合に問題が生じる*7。この問題は、起草作業の段階から激しい議論が交わされてきた*8。国連水路条約は、第7条2項で「第5条及び第6条の規定に妥当な考慮を払い」と規定していることから、衡平利用原則に優先権を付与したと解されている*9。これに対して、学説上は、①衡平利用原則優先説、②損害防止原則優先説、③抵触否定説、の3説に分類できる。上述のように国連水路条約は①を採用したと解されているが、マカフリー(McCaffrey, S. C.)によれば、衡平利用原則は損害防止原則との抵触を生じず、むしろ損害防止原則を補完するものと解する(③の立場)*10。このような問題状況に鑑みて、本条約の発効により、第5条と第7条の関係がどのように運用されていくか注視する必要がある。

3.2 「計画措置」に関する通告・協議・交渉

国連水路条約の発効にともない、同条約第Ⅲ部「計画措置」の事前通告、協議及び交渉の各種手続きが適切に運用されるか否かが今後の課題となる。一例を挙げれば、事前通告を規定する同条約第12条及び第18条の「重大な悪影響」の解釈をめぐって、計画国と被影響国との間で見解の不一致が生じる可能性がある。他方、「計画措置」の手続きの実施にあたっては、国際河川の分野の国際判例であるパルプ工場事件が一定の示唆を提供し得る。

第一に、国連水路条約は、第12条で被影響国への事前通告に際して「環境影響評価(EIA)の結果」を添付

することを規定しているが、この点、パルプ工場事件において国際司法裁判所(ICJ)は、「環境影響評価を実施する義務は、計画された産業活動がとりわけ共有天然資源に対して国境を越えて重大な悪影響を及ぼす危険がある場合に、今や一般国際法として存在しているとみなすことができる」と判示した*11。ただし、環境影響評価の内容については、一般国際法上、明確な一致をみるには至っていない*12。つまり、EIAを実施する義務の慣習国際法としての性格は肯定されるが、現在のところ、その内容までは明らかにされていない。その意味において、EIA実施義務はいまだ慣習国際法上生成途上にあるといえる*13。したがって、国連水路条約のEIAの内容に関しても解釈の余地を残すことになろう。また、パルプ工場事件判決は、事前通告が計画の初期段階でなされる場合には、完全なEIAである必要はないが、完全な情報が利用可能となればその時点で追加情報を提供する必要があると判示した*14。

第二に、事前通告の主体に関して、パルプ工場事件判決は、関係企業や非政府筋による通告では通告義務を遵守したことにはならないとして、計画国政府による通告のみを適法と解した*15。

第三に、国連水路条約第17条3項は、協議及び交渉期間中、通告国に「計画措置の実施又は実施の許可を差し控える」ことを要請しているが、かかる「措置」の範囲について、パルプ工場事件判決が採用したと考えられる「不可分一体」論が参考になるように思われる*16。裁判所は、交渉義務の違反の有無を判断するにあたり、パルプ工場に隣接する港湾ターミナルの建設の認可を、パルプ工場本体の建設の認可と不可分一体の関係にあると解した*17。

第四に、交渉期間終了後の計画国による計画再開について、パルプ工場事件判決によれば、交渉期間終了後は計画国は自らの責任において計画作業を実施する権利を有することを認めた*18。

3.3 事実調査委員会の機能

国連水路条約の発効にともなう運用上の三つ目の課題は、事実調査委員会の機能である。ヘイ(Hey, E.)によれば、事実調査委員会が有効に機能するか否かは、国際水路法の将来の実質的な発展を左右する問題であるとまでいう*19。いずれか一方の当事国による付託に基づいて審理を開始する事実調査委員会は、「調査結果とその理由並びに紛争の衡平な解決にとって適切と考える勧告」を言い渡す権限を有することから、「義務的調停」の性格を有すると解すことができる。

かかる事実調査委員会の活動にあたっては、同様に「義務的調停」の制度を導入しているアメリカ=カナダ間の国際合同委員会(International Joint Commission：IJC)の長年の取り組みが参考になるように思われる。IJCは、1909年の国境水条約に基づいて設立された国際河川委員会であり、各国から3名ずつ計6名の専門家で構成され、いずれか一方の当事国の要請に基づいて、両国の国境に沿って2国間に生じる諸問題を付託する手続き(第9条手続き)を用意している。IJCは、関連する事実の調査を行い結論及び勧告を言い渡す権限を有する。これまでにかかる手続きに基づいてIJCに付託された事例は57件にのぼる*20。その中でも代表的な事例として、トレイル溶鉱所大気汚染ケース、コロンビア川流域開発ケース、オンタリオ湖水位調整ケース、ガリソン分水計画ケース、ポプラー川火力発電所建設計画ケース、フラットヘッド川鉱山開発計画ケースがある*21。これらの事例を通じて、IJCは、事実認定機能及び勧告付与機能という「調停者」としての働きによって条約の執行を確保する手段として機能し、紛争の最終的解決を促進する役割を果たしてきた*22。したがって、国連水路条約上の事実調査委員会の活動には、IJCの実践が貴重な先例となるように思われる。ただし、国際水路をめぐる紛争は、地域ごとあるいは流域ごとに地政学的・水文学的条件や気候・気象条件などが大きく異なることから、これらの先例をダイレクトに適用することは困難であるが、紛争処理に際して参考にすべき点は決して少なくない。

4. 他の水路条約との関係

4.1 国連水路条約による交渉促進機能

国連水路条約が採択されて以降、同条約は多くの地域的な2国間または多数国間条約の交渉及び成立に影響を与えてきた。国連水路条約の規定の大部分または一部を採用した地域的条約として、2000年の南部アフリカ開発共同体(SADC)改正議定書*23をはじめとして、02年のサバ川流域枠組み協定、同年のインコマチ・マプト水路暫定協定、03年のビクトリア湖の持続可能な開発に関する議定書、04年のザンベジ水路委員会設立協定、07年のボルタ川条約、などがある*24。こうしたことから、国連水路条約は、地域的条約成立のための流域諸国間の交渉を促進する機能を有すると考えられる*25。かかる機能は、国連水路条約発効にともない、一層強化されることが予想される。

国連水路条約の交渉促進機能は、その帰結として、地域ごとあるいは流域ごとの法的枠組みの強化を推し進めることになるが、逆に、そのことによって国連水路条約の締約国数の伸びは鈍くなり、同条約の一般的・普遍的価値は減じられることになる。上記のSADC改正議定書を例にとれば、国連水路条約の締約国となっ

ているSADC諸国はわずかに南アフリカとナミビアのみであり、その他の諸国は同条約の締約国となる緊急性を感じていないように思われる*26, 27。SADC改正議定書は、国連水路条約の多くの諸規定(とりわけ計画措置や衡平利用原則に関する諸規定)をほぼそのまま採用する一方で、衡平利用原則と損害防止原則との関係や紛争解決手続きに関して、国連水路条約とは異にする。すなわち、前者(衡平利用原則と損害防止原則との関係)に関して、国連水路条約は、既述のとおり衡平利用原則に優先権を付与したと解されている。これに対してSADC改正議定書は、第3条10項(a)で、他の水路国に重大な害を生じさせた場合には、当該責任国はかかる害を除去または軽減するために適切な措置をとらなければならないとする損害防止原則を規定するのみで、国連水路条約第7条2項のように衡平利用原則に「妥当な考慮を払」うべきことに言及していない。このことから、同議定書は、損害防止原則に優先権を付与したと解する論者もある*28。次に後者(紛争解決手続き)に関して、SADC改正議定書は、国連水路条約が規定するような「義務的調停」の性格を有する事実調査委員会による紛争解決手段を採らず、第7条で、紛争の平和的な解決及びSADC審判所への付託という手法を採用した。

以上のように、SADC改正議定書は、国連水路条約の多くの規定をそのまま導入しつつも、地域的特性を考慮した規定を置くことによって、地域版としての枠組み条約の色彩を色濃くしている。たしかに国連水路条約は、交渉促進機能を通じて地域的条約の枠組み強化に貢献しているといえる。しかし他方で、多くのSADC諸国が国連水路条約の締約国となることによって一般的・普遍的条約の適用を受けるよりもむしろ、地域的条約(SADC改正議定書)の規律に従うことを選択したように、地域的な枠組みの形成と発展は、いわゆる法の分断化(fragmentation)を生じさせ、その限りにおいて、一般法としての国連水路条約の価値を減じさせる結果となる。つまり、国連水路条約による交渉促進機能が発揮されればされるほど地域的条約が整備され、その法的基盤は堅牢なものとなり得るが、逆に、諸国は国連水路条約に加わる特段の必要を感じることなく地域的条約の中に安住してしまうという矛盾が発生する。こうした矛盾は、国連水路条約による交渉促進機能の限界を示しているといえる。

4.2 ECEヘルシンキ条約との関係

1992年に国連欧州経済委員会(UNECE)によって作成された「越境水路及び国際湖水の保護及び利用に関する条約(以下「ECEヘルシンキ条約」という)」*29は、元来、ECE加盟国に限定した地域的条約であったが、2013年2月6日に、当該条約は修正を経て、ECE域外の国家にも開放された。そこで問題となるのは、ECEヘルシンキ条約と国連水路条約は果たして両立し得るかということである。この点、ECEヘルシンキ条約は、第2条及び第3条で越境影響の防止、規制及び削減に関する詳細な規定を有しており、これら諸規定は国連水路条約第21条(汚染の防止、軽減及び制御)を補足する役割を果たすものと考えられる。他方で、国連水路条約に規定される衡平利用原則(第5条及び第6条)や第Ⅲ部の「計画措置」の諸規定は、ECEヘルシンキ条約を補足する役割を果たす。また、共同メカニズムまたは委員会の設置に関する規定について、国連水路条約は第8条2項及び第24条1項で、共同管理メカニズム設置の可能性に言及するにとどまるのに対し、ECEヘルシンキ条約は、第9条で、締約国に対して合同機関の設置をより強力に求め、かかる任務を詳細に規定した。このことから、国際河川委員会などの共同機関の設置に関しては、ECEヘルシンキ条約が国連水路条約を補充する役割を果たし得る。以上のことから、国連水路条約の発効にともない、同様に一般的・普遍的性格を有するECEヘルシンキ条約との競合・抵触も懸念されるところではあるが、そうした懸念が生じる可能性は相対的に低いものと考えられる。そればかりか、むしろ両者は相互補完的な関係にあると解するのが妥当であるように思われる*30。

おわりに

国連水路条約は枠組み条約として作成されたものであり*31、個別国家間の合意に優越するものではない。同条約第3条は、水路国間の既存の合意の変更を求めるものではないことを明記している。しかし同条約の発効により、今後、同条約が国際水路に関する事実上の一般法としての役割を果たすことは疑いを容れない*32。これまでにも、同条約の一般法としての性格はICJでも確認されてきた。例えば、ガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件によれば、国連水路条約の採択は、国際法の現代的な展開を示唆するものであって、国際水路の非航行利用に関する利益共同(community of interest)の原則を強化するものであるとされる*33。したがって、国連水路条約の発効にともない、同条約は国際裁判所によって、今後、重要な引照基準としてこれまで以上に参照されるようになることは想像に難くない*34。

最後に、国際水路条約発効にともなう日本の役割について若干言及して本稿を終えることとしたい。同条約の採択に先立つ第6委員会の全体作業部会において、山田中正大使が議長を務め、日本が条約の推敲作業の取りまとめに大きな貢献をなしたことは高く評価されるべきである。また、条約の発効に際して、日本が役割を果たし得る場面として考えられるのは、第三者的な立場からの紛争の「調整者」としての役割であろう。例え

ば、事実調査委員会が機能することになった場合に、利害関係を有しない第三国として議長の采配を振るうことも日本の役割の一つとして排除されるものではなかろう。

＊1 Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses, done at New York, on 21 May 1997, *International Legal Materials,* Vol. 36 (1997), p. 700.

＊2 2014年12月2日現在、締約国は35か国である。締約国を地域別にみると以下の通りである。ヨーロッパ（フィンランド、ノルウェー、ハンガリー、スウェーデン、オランダ、ポルトガル、ドイツ、スペイン、ギリシャ、フランス、デンマーク、ルクセンブルク、イタリア、モンテネグロ、イギリス、アイルランド）、アフリカ（南アフリカ、ナミビア、ギニアビザウ、ブルキナファソ、ナイジェリア、ニジェール、ベナン、チャド、コートジボワール、リビア、チュニジア、モロッコ）、中東（シリア、レバノン、ヨルダン、イラク、カタール）、アジア（ウズベキスタン、ベトナム）。

＊3 S. C. McCaffrey, "The Progressive Development of International Water Law", in F. R. Loures and A. Rieu-Clarke (eds.), *The UN Watercourses Convention in Force: Strengthening International Law for Transboundary Water Manegement* (Earthscan, 2013), p. 17.

＊4 A. Rieu-Clark and F. R. Loures, "Still not in Force: Should States Support the 1997 UN Watercourses Convention?", *European Community and International Environmental Law*, Vol. 18 (2003), p. 190.

＊5 *Ibid.* なお、反対票を投じた3か国のうち残る1か国のブルンジはその理由を表明していない。

＊6 条約の採択にあたっては、106か国もが賛成を表明していたにもかかわらず、条約の発効になぜこれほどの時間を要したのであろうか。その理由として、第一は、衡平利用原則と損害防止原則との関係に関する見解の隔たりが大きかったことが挙げられる。すなわち、上流国（例えば、中国、トルコ、ブルンジ、ボリビア、エチオピア、マリ、タンザニアなど）は、損害防止原則によって自国の開発が過度に抑制されるのではないかとの懸念を抱き、衡平利用原則の優位を主張したのに対して、下流国（例えば、エジプト、フランス、パキスタン、ペルー）は、逆に、衡平利用原則によって損害防止原則が緩和されてしまうことを危惧して、損害防止原則の優位を主張したのである 。第二は、事前通告手続に関して、下流国に事実上の拒否権を付与することになるのではないかとの警戒感を上流国が抱いたことによる。第三は、紛争解決手続きに関する見解の相違である。つまり、事実調査委員会への付託を義務的なものとすべきであると主張する国と、それは紛争解決手続きを自由に選択するという主権を侵害することになると主張する国の対立に起因する。S. M. A. Salman, "Misconceptions Regarding the Interpretation of the UN Watercourses Convention", in *The UN Watercourses Convention in Force, supra* note 3, pp. 28–35; S. M. A. Salman, "Entry into Force of the UN Watercourses Convention－Where are the Nile Basin Countries?", on 2 June 2014, *International Water Law Project Blog*, available at http://www.internationalwaterlaw.org/blog/（最終アクセス、2014年12月2日；以下、URLへの最終アクセスは同一年月日である）。

＊7 井上秀典「国際水環境紛争における衡平な利用原則の検討」『人間環境論集（法政大学）』第6巻1号（2005）46頁。

＊8 議論の概要については＊6を参照のこと。

＊9 井上「前掲論文」（＊7）47頁。

＊10 S. C. McCaffrey, *The Law of International Watercourses*, 2nd ed. (Oxford University Press, 2007), p. 436.

＊11 *Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay* (*Argentina v. Uruguay*), Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* 2010, para. 204.

＊12 *Ibid.*, para. 205.

＊13 拙稿「国際河川をめぐる環境紛争の司法的解決――ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決を契機として――」『阪大法学』第62巻1号（2012）140頁；児矢野マリ「国際環境法における手続的義務に関する一考察――「柔らかいコントロール」のプロセスの基礎として――」『新世代法政策学研究（北海道大学）』第20号（2013）213頁；岡松暁子「国際環境法における環境影響評価」『環境管理』第49巻11号（2013）47頁。

＊14 *Pulp Mills Case, supra* note 11, para. 105.

＊15 *Ibid.*, para. 110.

＊16 拙稿「国際司法裁判所　ウルグアイ河パルプ工場事件（判決2010年4月20日）」『阪大法学』第61巻2号（2011）598頁。

＊17 *Pulp Mills Case, supra* note 11, para. 148.

＊18 *Ibid.*, paras. 154–155, 157.

＊19 E. Hey, "The Watercourses Convention: To What Extent Does it Provide a Basis for Regulating Uses of International Watercourses?", *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol. 7 (1998), p. 297.

＊20 拙稿「国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（一）――アメリカ=カナダIJCの実践を手掛かりに――」『阪大法学』第63巻5号（2014）1529頁、1537–1538頁。

＊21 拙稿「国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（二）――アメリカ=カナダIJCの実践を手掛かりに――」『阪大法学』第63巻6号（2014）1825–1849頁を参照。

＊22 拙稿「国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（三・完）――アメリカ=カナダIJCの実践を手掛かりに――」『阪大法学』第64巻1号（2014）143頁。

＊23 Revised Protocol on Shared Watercourses in the Southern African Development Community (SADC), done at Windhoek, on 7 August 2000, *International Legal Materials*, Vol. 40 (2001), p. 321.　同議定書は、14か国（島嶼国であるマダガスカルを除く）のSADC諸国のうち2/3の批准をもって、2003年9月に発効した。

＊24 Rieu-Clark and Loures, *supra* note 4, p. 191.

＊25 *Ibid.*, pp. 193–194.

＊26 R. Stein and G. Mackenzie, "Implication of the Entry Into Force of the UN Watercourses Convention for Southern African States", on 12 August 2014, *International Water Law Project Blog*, available at http://www.internationalwaterlaw.org/blog/. SADC諸国にとって、国連水路条約が発効したことの利益は、包括的な法的枠組みを創造するのものではなく、単にSADC議定書の解釈指針を提供するに過ぎないとの指摘もある。D. Malzbender and A. Earle, "Southern Africa", in *The UN Watercourses Convention in Force, supra* note 3, p. 122.

＊27 以上のことは北米や南米などほかの地域にも妥当する。*See*, D. Ziganshina, "UN Watercourses Convention in Central Asia－The Current State and Future Outlook", on 1 July 2014, *International Water Law Project Blog*, available at http://www.internationalwaterlaw.org/blog/; R. Paisley and T. Henshaw, "The 1997 UN Watercourses Convention from a North American Perspective", on 24 August 2014, *ibid.*

＊28 Malzbender and Earle, *supra* note 26, p. 117; Stein and Mackenzie, *supra* note 26.

＊29 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes, signed at Helsinki, on 17 March 1992, *International Legal Materials*, Vol. 31 (1992), p. 1312. 1996年10月6日発効。2014年12月2日現在、締約国は40か国で、全締約国がUNECE加盟国である。

＊30 A. Rieu-Clarke and R. Kinna, "Can Two Global UN Water Conventions Effectively Co-exist? Making the Case for a 'Package Approach' to Support Institutional Coordination", *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol. 23 (2014), pp. 21–22, 30; S. McCaffrey, "The Entry Into Force of the 1997 Watercourses Convention", on 25 May 2014, *International Water Law Project Blog*, available at http://www.internationalwaterlaw.org/blog/.

＊31 この点、児矢野教授は、国連水路条約は、特に手続き面では既存の個別条約と比べてもかなり具体的な規定を含み、その法的効果においても個別条約の枠組みになるようなものではないのであって、この点に着目すれば、「モデル条約」と呼ぶ方が正確だろうと指摘する。児矢野マリ「越境損害防止」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会（山田中正大使傘寿記念）』（信山社、2011）262頁（原注88）。

＊32 同上、317頁。さらにいえば、国連水路条約の発効により、衡平利用原則や損害防止原則といった慣習国際法の強化、及び慣習国際法不在の状況の埋め合わせが期待される。

＊33 *Case Concerning Gabčíkovo-Nagymaros Project* (*Hungary/Slovakia*), Judgment of 25 September 1997, *ICJ Reports* 1997, para. 85. 利益共同の原則とは、常設国際司法裁判所による1929年のオーデル川国際委員会事件判決によれば、「当該河川全行程の利用におけるすべての河岸国の完全な平等性と、いかなる河岸国も他の河岸国との関係において特恵的な特権を持ち得ないということである」とされる。*Ibid.*

＊34 山本良「国際水路の非航行的利用における「衡平原則」の現代的展開」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会（山田中正大使傘寿記念）』（信山社、2011）298頁。

産業環境管理協会の好評既刊書

ライフサイクル環境影響評価手法
LIME2
編著：伊坪徳宏、稲葉　敦

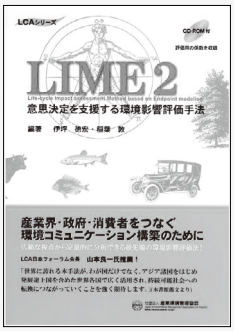

ISBN978-4-86240-055-0
●発行：2010年12月
●体裁：B5／708頁
●定価：5,000円（＋税）

日本版被害算定型影響評価手法の第2版である「LIME2」の詳細解説書。評価係数リストを収載したCD-ROM付き。新たに「室内空気質汚染」「騒音」の環境影響領域が加わり、実施に有用な事例も収録された。環境会計、環境効率研究のための必読書。

LCA概論
共者：伊坪徳宏、田原聖隆、成田暢彦
監修：稲葉　敦、青木良輔

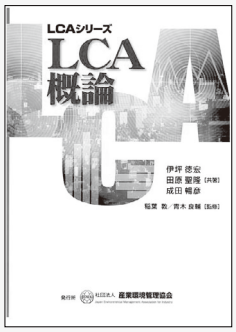

ISBN978-4-86240-019-2
●発行：2007年11月
●体裁：B5／316頁
●定価：3,800円（＋税）

1998年発行のライフサイクルアセスメント入門書『LCA実務入門』を全面的に見直し，新しい大学・企業教育テキストとして再構成されたLCA入門書のバイブル「概論」篇。この1冊で基礎知識と技術が身につく。実践篇『LCAの実務』と同時刊行。

LCAの実務
監修：稲葉　敦

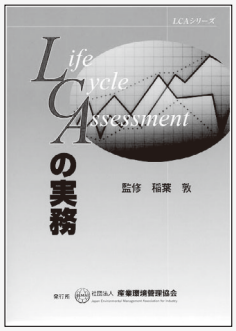

ISBN978-4-914953-95-9
●発行：2005年3月
●体裁：B5／314頁
●定価：3,800円（＋税）

企業の「環境調和型」製品の設計・開発に欠かせないライフサイクルアセスメント。その実務のためのノウハウをまとめたLCA入門書のバイブル「実践」篇。基礎知識を学べる『LCA概論』と同時刊行。大学・企業のための新しい教育テキスト。

一般社団法人 産業環境管理協会（人材育成・出版センター）
〒101-0044　東京都千代田区鍛冶町2-2-1
TEL：03-5209-7710／FAX：03-5209-7716
E-mail：shuppan@jemai.or.jp